

新潟県大規模小売店舗立地法交通流動予測実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大規模小売店舗の新設又は変更（以下「新設等」という。）に伴い、新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に与える影響について調査し、適切な対応策の検討を行うため、交通流動予測の実施について必要な事項を定め、もって地域の住民等の利便を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「交通流動予測」とは、交通シミュレーションによる交通検討手法（動的な手法）のことをいう。

2 この要領において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

3 この要領において「対象店舗」とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する大規模小売店舗であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 店舗面積の合計が2万平方メートル以上の新設店舗
- (2) 店舗面積の増床分の合計が2万平方メートル以上の増床店舗
- (3) その他、県が必要とみとめる店舗

4 この要領において「設置者」とは、対象店舗を設置する者をいう。

(設置者の責務)

第3条 設置者は、交通流動予測の実施に際し、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をするため、この要領に定める手続等を適正かつ円滑に行うよう努めなければならない。

(予測の実施時期)

第4条 交通流動予測は、原則として、法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項の規定による届出及び新潟県大規模小売店舗立地法事務処理要綱（平成12年商工第347号）第3条の規定による新設計画準備書又は変更計画準備書の提出の前に実施しなければならない。

(計画書の作成)

第5条 設置者は、交通流動予測を実施する場合には、次に掲げる事項を記載した交通流動予測計画書（以下「計画書」という。）を作成し、県に提出するものとする。

- (1) 対象店舗の名称及び所在地
- (2) 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 対象店舗の新設等の時期及び出店等までのスケジュール
- (4) 対象店舗の店舗面積の合計
- (5) 対象店舗の駐車場の位置及び収容台数

2 前項の規定による計画書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 建物の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置を示す図面
- (2) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び退店する経路を示す図面
- (3) 交通流動予測を実施する範囲を示す図面

(計画書についての県の指示)

第6条 県は、計画書の提出を受けた後、入出庫経路の設定及び交通流動予測を実施する範囲について、対象店舗の所在する市町村、道路管理者、交通管理者（以下「関係機関」という。）及び大規模小売店舗立地審議会交通担当委員（以下「専門委員」という。）に対して、意見を照会するものとする。

2 県は、関係機関及び専門委員の意見を踏まえて、入出庫経路の設定及び交通流動予測を実施する範囲について設置者へ指示するものとする。

なお、交通流動予測を実施する範囲は、原則として次に掲げる範囲とする。

- (1) 対象店舗の直近の交差点及びその交差点に流入する交通が発生する交差点
- (2) 幹線道路が対象店舗の周辺にあり来店及び退店経路となっている場合は、当該幹線道路の交差点から店舗の出入口までにある交差点

(予測の方法)

第7条 県は、交通流動予測を実施する範囲等を勘案し、社団法人交通工学研究会のホームページに掲載されている交通シミュレーションソフト（以下「ソフト」という。）の中からソフトを選択し、設置者へ指示するものとする。

2 設置者は、県が指示するソフトを使用して交通流動予測を実施しなければならない。

(予測の実施)

第8条 設置者は、第6条第2項及び前条第1項の規定により指示された範囲及び方法に基づいて、次に掲げる交通流動予測を実施しなければならない。

- (1) 対象店舗の新設等による交通負荷を加味した後の交通流動予測
- (2) 対象店舗が新設等した後で、設置者が対応可能な対策を実施した場合の交通流動予測

2 前項第3号に規定する「設置者が対応可能な対策」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 駐車場の出入口の数及び位置の決定
- (2) 敷地内における入庫待ちスペースの確保
- (3) 駐車場の分散確保
- (4) 駐車場の出入口における交通整理員の配置
- (5) 適切な入出庫経路の設定
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置者が別に講じる対策

(報告書の作成)

第9条 設置者は、前条第1項の規定により実施した交通流動予測の結果の分析及び評価について、報告書を県に提出するものとする。

(検討会の設置)

第10条 県は、交通流動予測の結果を検証し、活用を検討するため、案件ごとに交通流動予測検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討会は、別表に掲げる所属の職員で構成する。

3 検討会は、必要に応じて前項に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。

(検討会の開催)

第11条 県は、第9条の規定による報告書の提出を受けた場合は、前条の規定による検討会を開催し、交通渋滞を緩和する適切な対応策について協議を行うものとする。

2 検討会では、設置者の出席を求め、設置者が報告書の内容についてプレゼンテーションを実施するものとする。

3 県は、設置者のプレゼンテーション及び検討会の協議結果を踏まえて、交通渋滞を緩和するための追加対策が必要と認めるときは、その対策を設置者へ指示するものとし、追加対策が必要でないときは、協議を終了するものとする。

(予測の追加実施)

第12条 設置者は、前条第3項の規定により県から指示があったときは、その指示を実施した場合の交通流動予測を実施するものとする。

2 前項の規定による交通流動予測の実施は、第8条第1項第2号の規定による交通流動予測の実施とみなす。

(庶務)

第13条 交通流動予測の実施に関する庶務は、商業振興課で行う。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、交通流動予測の実施に必要な事項は、県が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

別表（第 10 条の検討会の構成員）

新 潟 県	産業労働観光部	商業振興課
新 潟 県	土 木 部	道路管理課
新 潟 県	土木部都市局	都市政策課
新 潟 県	地 域 振 興 局	地域整備部
新 潟 県	警 察 本 部	交通規制課
国土交通省	北陸地方整備局	国道事務所
市 町 村	商業担当課	